



報道機関各位

御中

2011年10月31日
日本司法支援センター**被災者専用フリーダイヤル 仙台に誕生！**

おなやみレスキュー

震災 法テラスダイヤル  0120-078309**平成23年11月1日（火）より開設します！！**

この度、日本司法支援センター（愛称：法テラス）では、東日本大震災の被災者の方々の法的支援に特化した電話窓口として、コールセンターである法テラス・サポートダイヤル（仙台市）内に、フリーダイヤル「**震災 法テラスダイヤル**」を設け、本年11月1日（火）から受付を開始いたします。

「震災 法テラスダイヤル」は、二重ローンや相続の問題をはじめ、被災者が直面する法的な問題について、解決に役立つ各種法制度などについての情報を電話で提供するというものであり、**フリーダイヤル**を採用することによって、全国各地にいる被災者に無料でご利用いただくことができます。

おなやみレスキュー

● 「**震災 法テラスダイヤル（ 0120-078309）**」概要

- 業務実施日：平成23年11月1日から
- 業務時間：平日 午前9時から午後9時、土曜日 午前9時から午後5時
- 業務内容：被災された方が直面する法的問題の解決に役立つ法制度や各種手続、

相談窓口等の情報を提供。

※被災によって生じた法的問題以外のお問い合わせについては、**法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）**をご利用ください。業務時間は「震災 法テラスダイヤル」と同様です。PHS、IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

サービスのポイント

● 蓄積されたFAQによる情報提供



「震災 法テラスダイヤル」では、法テラス・サポートダイヤルを始め、関係士業と共催してきた電話相談の実例から作成したFAQに基づく情報提供を行います。FAQはおおよそ300問に及び、不動産・契約・相続等幅広い分野から作成しております（法テラス・サポートダイヤル、各電話相談の件数等は「参考資料」参照）。

● 震災に特化した法的問題について、誰でもどこからでも無料で問い合わせ

一般回線からの通話だけではなく、携帯電話・PHS・050から始まるIP電話・公衆電話からの通話にも対応しているため、通話料はかからず、被災者の方々のご負担はありません。また、お問い合わせは**匿名**でご利用いただけます。

● 震災に関するお問い合わせ件数・内容内訳について

法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）に寄せられた震災に関するお問い合わせ件数・内容と、弁護士会等関係士業との共催電話相談件数は以下のとおりとなっております。

法テラス・サポートダイヤル

合計件数：2,931件

期間：3月14日～10月15日

相談分野	件数	割合
住まい・不動産に関する相談	712	24.3%
生活上の取引に関する相談	554	18.9%
家族に関する相談	417	14.2%
事故・損害賠償に関する相談	379	12.9%
労働に関する相談	343	11.7%
その他(津波・原発・その他)	277	9.5%
行政に関する相談	65	2.2%
保険に関する相談	61	2.1%
医療・年金・福祉に関する相談	54	1.8%
動産に関する相談(車・船舶他)	48	1.6%
災害復興支援制度	21	0.7%

関係士業との共催電話相談件数

※いずれの電話相談も共催は終了。

●東日本大震災電話相談（日弁連、東京三会との共催）

相談件数 4,309件

●東日本大震災仙台電話相談（仙台弁護士会、日弁連との共催）

相談件数 7,481件

●東日本大震災岩手電話相談（岩手弁護士会との共催）

相談件数 948件

●東日本大震災被災者・避難者支援司法書士無料電話相談（日本司法書士会連合会、各司法書士会との共催）

相談件数 546件

専門家による相談件数：13,000件以上

● 問い合わせ現場から～解決へ向けたご案内例～

住まい・不動産に関する相談

借りているアパートは、地震で外壁にひびが入り、2階に昇る階段もいつ外れるかわからないような状態です。大家さんに修繕を求めたのですが、取り合ってもらえません。

どちらが修繕義務を負うかは、損傷箇所、程度等や賃貸借契約上の修繕義務に関する特約の有無にもよります。災害救助法に基づき工事費用の援助を受けられることもあるので、市町村の窓口にお問い合わせください。

生活上の取引に関する相談

自宅のローンとその他に借入れがあります。勤務先が大きな被害を受けて廃業し、別の会社に再就職しましたが、給料が大幅に下がってしまい、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。

住宅ローンの借入れについては、支払いの猶予や返済方法の変更について、借入先の金融機関などと相談してみてください。自宅を確保しながら、返済金額を少なくするための法的手続きとしては、①小規模個人再生手続や②給与所得者等再生手続などがあります。

家族に関する相談

震災で姉夫婦が亡くなり、その子供（未成年）を引き取っています。子供に対して後見人を選任する必要がありますのでしょうか。また、選任手続はどのようにするのでしょうか。

親権者がいない未成年者の監護養育や財産管理などを行うためには、未成年後見人を選任する必要があります。選任の手続は、家庭裁判所にお問い合わせください。

災害復興支援制度に関する相談

東日本大震災に係る義援金などを受領した場合、生活保護を打ち切られてしまいますか。

被災した生活保護受給世帯が義援金などを受けた場合、その世帯の自立更生のために当てられる額は収入認定されません。詳しくは各自自治体の福祉事務所にお問い合わせください。